

## 農林水産物流通条件不利性解消事業(R2)

### 1 事業の趣旨

本土出荷される県産農林水産物の輸送費について、遠隔地による流通条件不利性を解消するため、予算の範囲内で出荷団体の本土出荷に要する輸送費の一部を補助。

### 2 補助対象者（出荷団体）

- (1) 農業協同組合、農事組合法人
- (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- (3) 森林組合、森林組合連合会
- (4) 農林漁業者等の組織する団体（任意団体を含む）
- (5) 中央卸売市場や地方卸売市場の卸売業、仲卸業者等で組織する団体

※詳細は、別添の「補助対象者の要件」をご確認ください。

### 3 補助対象品目

区 分	品 目		
野菜	さやいんげん スイートコーン オクラ すいか ピーマン きゅうり	ゴーヤー ばれいしょ かぼちゃ メロン 島らっきょう	レタス さといも とうがん ニンジン トマト
花き	輪ぎく 洋ラン ヘリコニア 切り葉	小ぎく トルコギキョウ レッドジンジャー 観葉鉢物	スプレーギク ストレリチア ソリダコ
果樹	マンゴー パッションフルーツ アセローラ スターフルーツ	パパイヤ シークワサー びわ ドラゴンフルーツ	中晩柑類(タンカン、天草、南香) パインアップル アテモヤ 温州みかん
かんしょ	かんしょ		
薬用作物	薬用作物類		
木材	リュウキュウマツ等県産材		
特用林産物	きのこ		
畜産物	肉用牛	豚	
水産物	クルマエビ ヤイトハタ マグロ類	モズク 海ぶどう(クビレズタ) ソデイカ	スギ アーサ(ヒトエグサ) カジキ類

#### 《備考》

- ・加工品は除く（単に切断したもの、冷凍・解凍したもの等は可）
- ・切り葉については、実もの（花や実を含む形状のもの）又は枝ものは対象としない。
- ・花き（切り葉及び観葉鉢物を除く）については、切り花を対象とする。
- ・かんしょについては、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。
- ・肉用牛については、12か月齢未満の肉用牛は対象としない。

#### 4 補助額

補助対象品目の本土出荷に係る1kgあたりの輸送実費（税抜）と、基準額と比較して低い方を補助。

#### 《主な基準額》

##### 【航空】

地域	品目	補助単価
本島	花き・水産物	80円/kg以内
	野菜・果実	60円/kg以内
宮古	花き・水産物	140円/kg以内
	野菜・果実	115円/kg以内
石垣	花き・水産物	145円/kg以内
	野菜・果実	120円/kg以内

##### 【船舶】

地域	品目	補助単価
本島	花き	35円/kg以内
	花き以外	20円/kg以内
宮古	全品目	35円/kg以内
石垣	全品目	35円/kg以内

※船舶のうち輸送品目「モズク」は別途単価を設定

#### 【補助対象の留意点】

- 補助対象事業者が輸送費を負担する場合に補助対象となる（購入者が輸送費を負担する場合は除く）。
- 補助対象品目ごとの輸送区間、輸送方法、重量、金額が運送業者等の請求書等で確認できない場合は、補助の対象としない（ただし、船舶輸送において、請求書等にコンテナ単位の料金のみが表示されている場合は、補助対象品目の総重量や輸送重量単価を確認できる資料を添付）。
- 宅配便による輸送については、補助対象品目のみを県外出荷する場合に限

るものとし、同一容器内に補助対象品目以外が混在する場合は、補助の対象としない。なお、輸送重量が証明できない場合も補助対象外とする。

## 5 事業スケジュール

### (1) 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### (2) 補助金交付申請

#### ①交付申請受付期間

令和2年6月1日(月)9:00から6月30日(火)17:00まで

#### ②補助適用期間

原則、交付決定日から適用

※ 但し、令和2年度分の交付申請については、令和2年4月1日出荷分から適用

#### ③補助金交付時期

原則として年度末

※ 第1四半期、第2四半期については、出荷実績が確認できた場合、概算払いを受けることができる。

#### ④交付申請等担当課

沖縄県農林水産部流通・加工推進課(098-866-2255)

※ 事業の照会は宮古・八重山農林水産振興センター(スタッフ)でも対応(宮古農林水産振興センター:0980-72-2552、八重山農林水産振興センター:0980-82-3043)

#### ⑤交付申請書類

●申請様式(第1号様式)(正副2部提出)

●債権者登録表